

第6次三田市障害者福祉基本計画

【令和6～11年度】

（骨子案）

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況	7
1 三田市における現況	7
2 障害者を取り巻く状況と課題の整理	21
第3章 計画の基本理念と長期ビジョン	24
1 目標とする将来像(基本理念)	24
2 障害者福祉における大切な視点	25
3 基本目標と施策体系	25
第4章 推進施策	
基本目標1 生活支援の充実	
基本目標2 健やかに成長できる環境の整備	
基本目標3 就労や社会参加への支援	
基本目標4 共に生きるまちづくりの推進	
基本目標5 権利擁護と相談体制の充実	
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画推進体制の充実	
2 計画の進行管理	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 法令等の根拠

本市では、平成30年3月に「第5次三田市障害者福祉基本計画」（以下、「前計画」とします。）を策定し、障害のある人に関する施策を総合的に推進してきました。また、令和3年3月に「第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込量を定め、施策の推進を図ってきました。

令和4年3月には兵庫県において「第2期ひょうご障害者福祉計画」が策定され、「一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会」を令和8年の目標に掲げ、多様な取組を推進しています。

今回、前計画及び「第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画」が令和6年3月をもって計画期間を満了することから、新たに「第6次三田市障害者福祉基本計画」（以下、「本計画」とします。）を策定するとともに「第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画」を同時に策定し、整合を図りながら、全ての人々の人権が尊重され、だれもが地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

(2) 国や社会の動向

国においては、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進など、共生社会の実現に向けた法整備や取組が進められています。

また、市民のニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合わせた適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

《福祉サービス提供体制の見直し・充実》

障害のある人を対象としたサービスに関しては、平成 24 年の児童福祉法等の改正により、障害児通所支援と障害児入所支援が創設されるとともに、地域の療育支援の中核施設として、児童発達支援センターが位置づけられました。

また、平成 25 年に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）に改正され、その後平成 30 年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正により、障害のある人の地域における生活の維持・継続に向けた基幹相談支援センターの有効活用や地域生活支援拠点等の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、「地域共生社会」の実現に向けた取組などが進められてきました。

令和 4 年には「障害者総合支援法」のさらなる改正が行われ、障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズへの対応など、障害者等の希望する生活を実現するために、より一層の支援の充実が求められています。

《障害のある人の就労支援の充実》

障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」とします。）が施行され、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関により、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達する取組が進められています。また、平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」とします。）が改正され、平成 28 年から雇用分野における障害者差別の禁止や合理的な配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることが規定されました。

令和元年以降、「障害者雇用促進法」は度々改正され、週 20 時間未満で働く精神障害者等を法定雇用率の算定対象とする方針の決定や法定雇用率の引き上げ等、様々な障害者雇用対策が進められています。

また、「障害者総合支援法」の改正により、障害者の多様な就労ニーズへ対応するためのサービスとして「就労選択支援」の創設が予定されています。今後とも障害のある人の一般就労、福祉的就労の機会の拡充に向けた取組を関係機関とともに進めていくことが求められます。

《障害のある人に対する虐待防止と差別の解消》

平成 24 年に「障害者虐待防止法」が施行され、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置し、事実の確認や虐待の認定、一時保護、支援方針の策定などを行うことが定められました。また、養護者や障害者福祉施設等の従事者などによる虐待に対する支援や対応策などの具体的な体系が定められました。平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」とします。）が公布され、平成 28 年に施行されました。法律では、行政機関や民間事業者等における障害を理由とする差別的取り扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障害のある人がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）と規定されており、本市においても「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」（以下「三田市障害者共生条例」とします。）を制定しました。また、本市では平成 30 年 1 月に把握した障害者虐待事案を受けて、行政が取り組む内容を集約した「共生社会推進プログラム」を策定したほか、令和 3 年には「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」（以下「人権共生条例」とします。）を制定し、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。

令和 3 年には「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障害者に対する差別解消の機運が高まっています。

2 計画の位置づけと期間

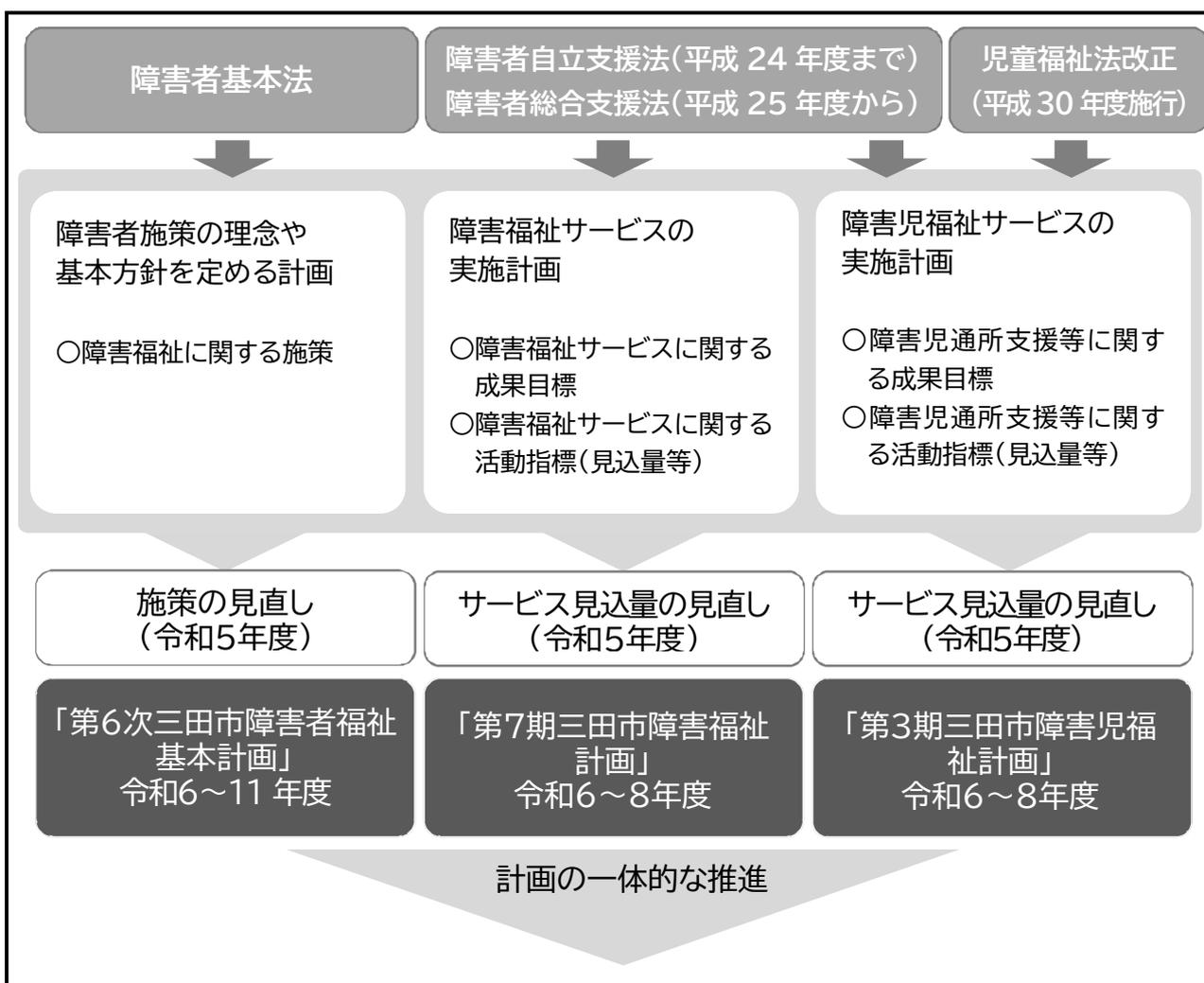
(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、三田市における障害者福祉施策の基本的な計画となるものです。

別冊で策定している「三田市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。同じく「三田市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児の地域生活を支援するための障害児福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

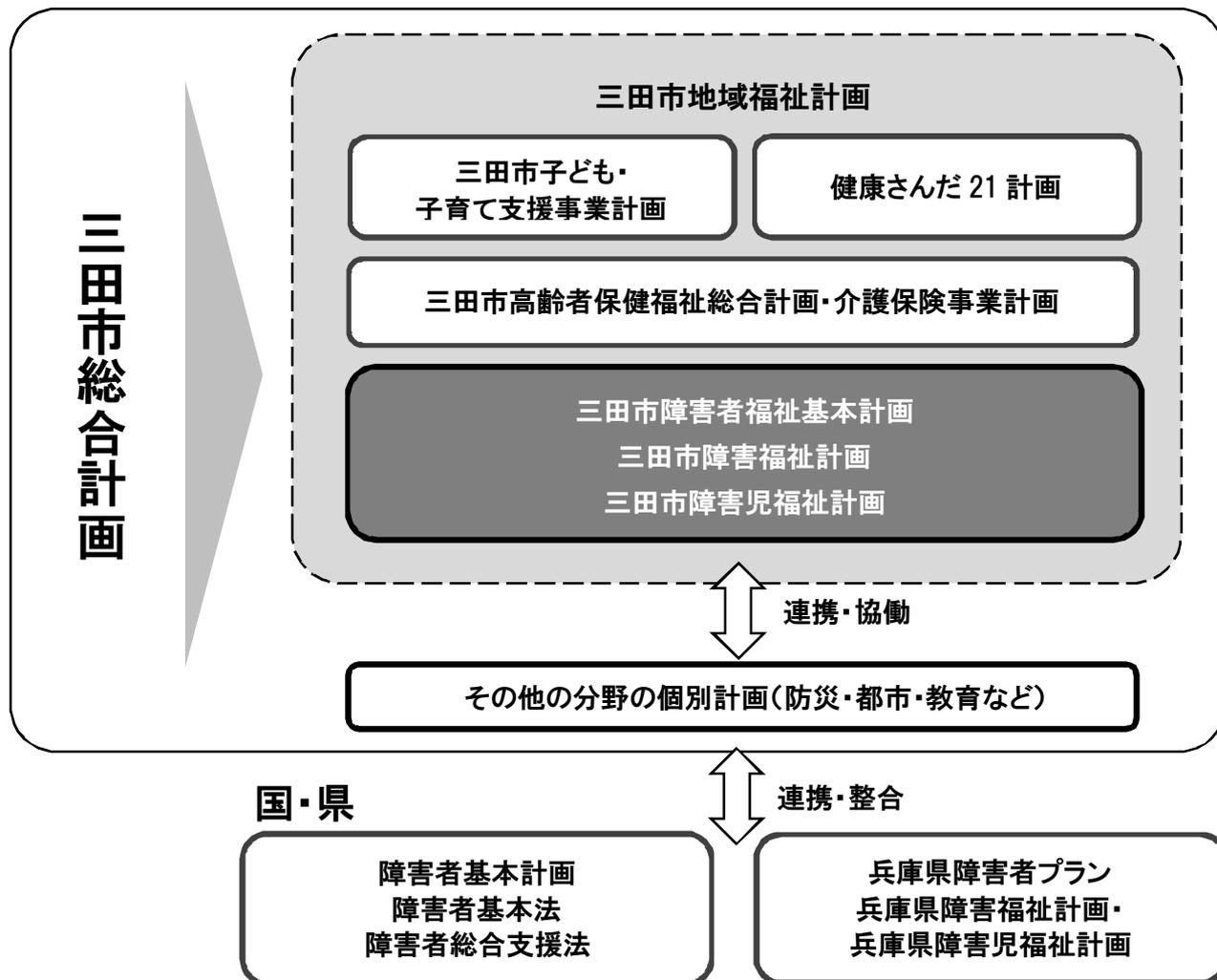
障害福祉計画や障害児福祉計画が、障害福祉サービスや障害児通所支援等の事業所などが提供する、いわゆる「サービス」の見込量などについて定めるものであるのに対し、障害者福祉基本計画では、権利擁護や保健対策、教育支援など、主に行政が提供する、いわゆる「施策」について定める計画となっています。

■障害福祉計画・障害児福祉計画との関係イメージ図



本計画は、国や兵庫県の定める計画等の内容を十分に踏まえながら、「第5次三田市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、健康福祉分野をはじめとする各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

■関連計画のイメージ図



(2) 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、計画の進捗状況について評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

■「障害者福祉基本計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

	平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
障害者福祉基本計画	第5次(前計画)						第6次(本計画)						第7次		
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期			第9期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		

■国・県の計画期間

	平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
(国)障害者基本計画	第4次					第5次					第6次				
ひょうご障害者福祉計画	第1期				第2期				第3期						
兵庫県障害福祉実施計画	第5期			第6期			第7期								

第2章 障害のある人を取り巻く状況

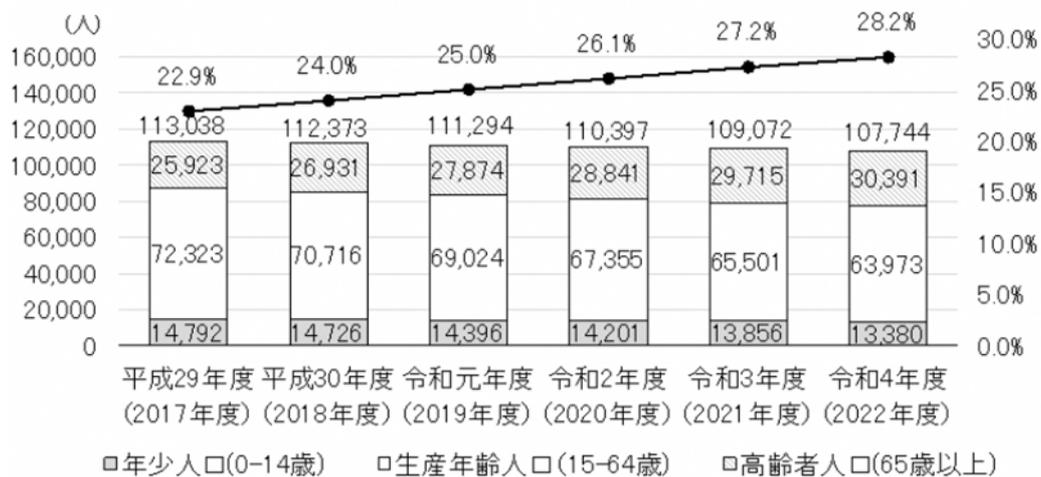
1 三田市における現況

(1) 人口の推移

本市の令和4年度現在の人口総数は107,744人で、減少傾向が続いています。

年少人口、生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加しています。高齢化率も増加しており令和4年度で28.2%となっています。

■人口と高齢化率の推移

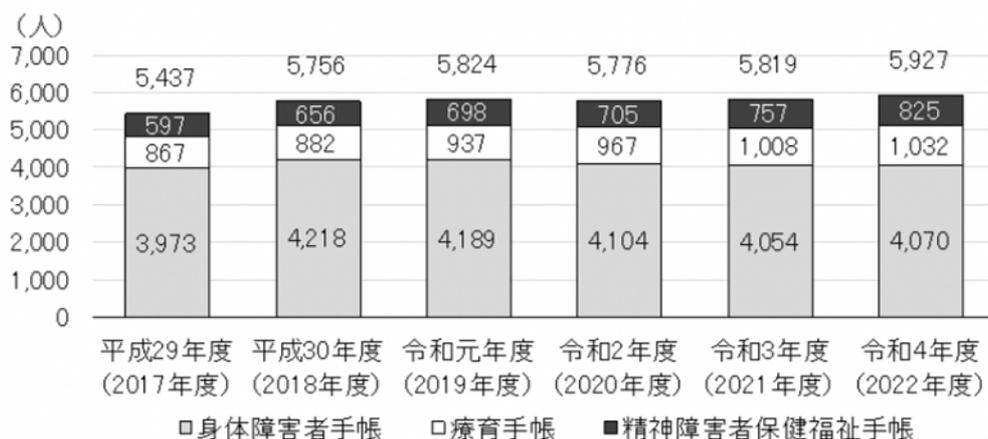


資料:市民課(各年度3月31日現在)

(2) 障害のある人の状況

障害者手帳所持者は増加傾向となっており、令和4年度現在で5,927人となっています。身体障害者手帳は平成30年度をピークにやや減少傾向、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

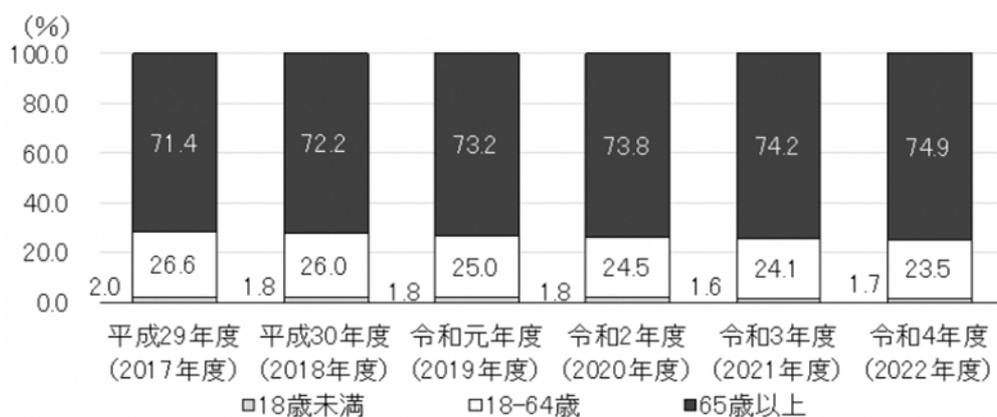


資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)

① 身体障害のある人

年齢別構成比をみると、令和4年度で65歳以上が74.9%と、増加傾向になっています。

■身体障害者手帳所持者年齢別構成比の推移

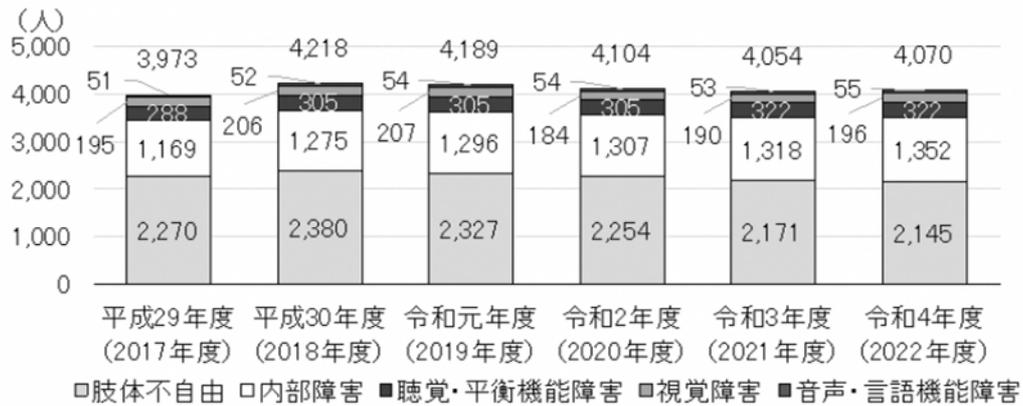


資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)

障害種別で見ると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害となっています。内部障害が増加傾向となっています。

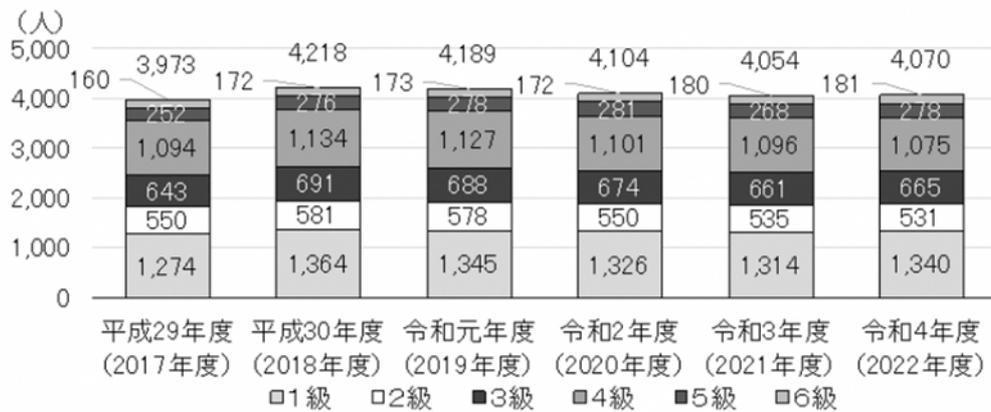
等級別で見ると、1級が最も多く、次いで4級となっています。1級と6級がやや増加傾向となっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:障害福祉課(各年度3月 31日現在)

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



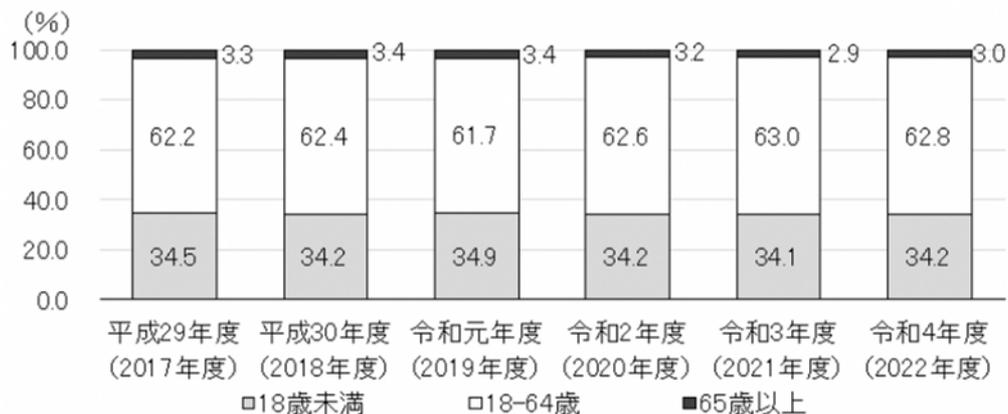
資料:障害福祉課(各年度3月 31日現在)

② 知的障害のある人

年齢別構成比をみると、令和4年度で18-64歳が62.8%、18歳未満が34.2%と同程度の割合で推移しています。

判定別にみると、軽度B2が最も多くなっており、増加幅も大きくなっています。

■療育手帳所持者年齢別構成比の推移



資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)

■判定別療育手帳所持者数の推移

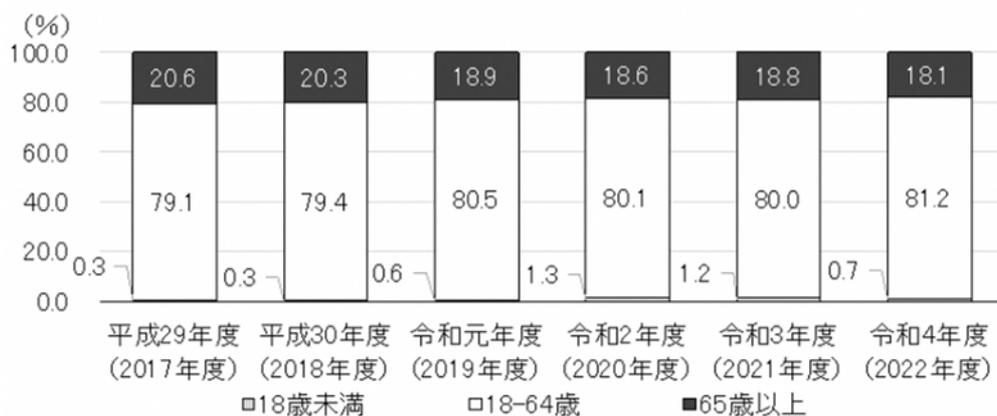


資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)

③ 精神障害のある人

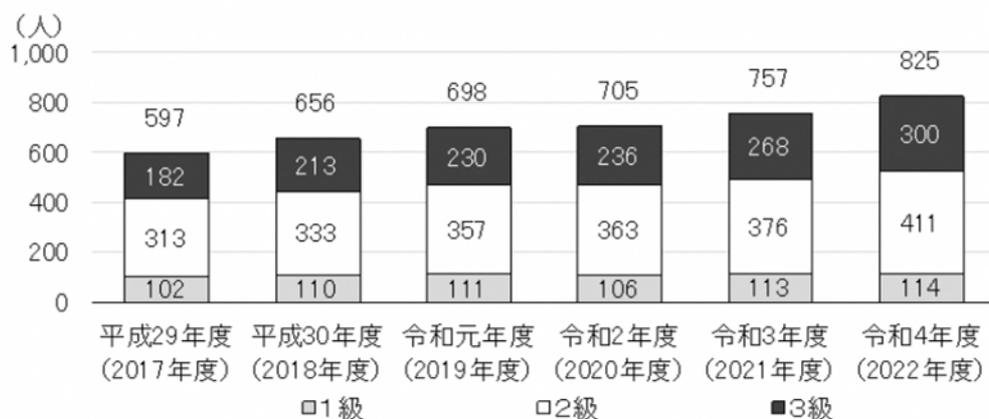
年齢別構成比をみると、18-64歳が令和4年度で81.2%と増加傾向になっています。
等級別にみると、2級が最も多くなっています。2級と3級が増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者年齢別構成比の推移



資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)

(3) アンケートからみる状況

① 介助の状況について

介助や支援が必要なときについて、すべての障害種別で「外出するとき」が多くなっており、療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者では、「日常の暮らしに必要な事務手続き」や「薬を飲んだり管理するとき」が多くなっています。

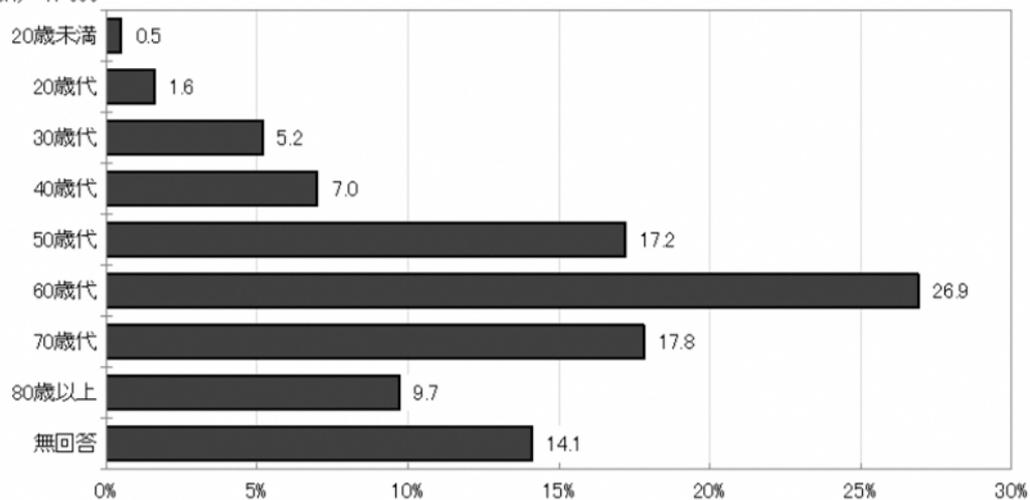
介助者の年齢は50歳～70歳代が多くなっています。

■どのようなときに介助や支援が必要か【障害者】

	全体 n=383	身体障害者手帳 を持っている n=279	療育手帳を持っ ている n=67	精神障害者保健 福祉手帳を持っ ている n=50
食事をするとき	27.7	30.5	34.3	20.0
薬を飲んだり管理するとき	43.6	39.1	73.1	50.0
入浴する・トイレを利用するとき	42.8	47.0	47.8	26.0
着替えをするとき	35.5	39.8	43.3	18.0
料理・掃除・洗濯をするとき	47.8	43.0	65.7	54.0
ごみを出すとき	40.7	42.7	47.8	28.0
外出するとき(通院や買物など)	69.7	69.5	80.6	58.0
自分の考えを伝えたいとき	25.8	20.8	61.2	28.0
読み書きをするとき	30.0	31.2	46.3	16.0
生活費などお金の管理	42.8	35.5	77.6	48.0
日常の暮らしに必要な事務手続き	58.0	53.0	79.1	64.0
緊急時に避難・連絡したいとき	59.3	58.1	73.1	50.0
その他	8.9	10.8	1.5	8.0
無回答	2.1	2.2	-	4.0

■介助者の年齢【障害者】

(SA) n=383



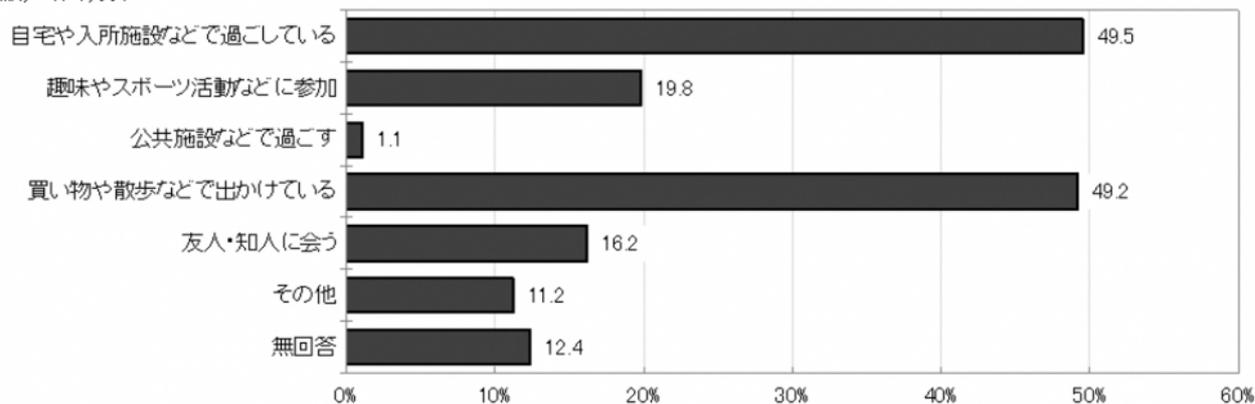
② 日中活動や社会参加について

障害者の休日の過ごし方について、「自宅や入所施設で過ごしている」「買い物や散歩などで出かけている」がそれぞれ約5割となっている一方で、「趣味やスポーツ活動に参加」「友人・知人に会う」はそれぞれ約2割となっています。

障害児の放課後や休日の過ごし方について、「通所施設に通っている」が約5割、「自宅や入所施設などで過ごしている」が約6割となっています。

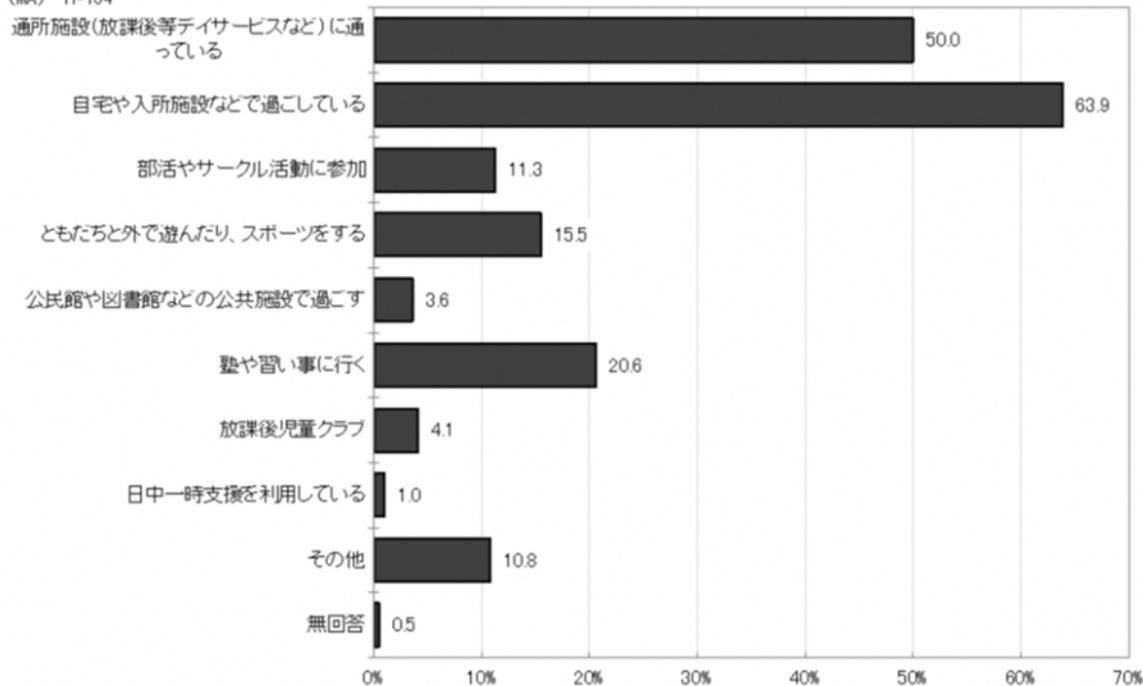
■仕事や通所施設、学校などが終わった後や、休みの日などの過ごし方【障害者】

(MA) n=1,001



■放課後や休日の過ごし方【障害児】

(MA) n=194



③ 仕事について

望ましい働き方について、障害者全体では「一般の職場で働きたい」が最も多く、療育手帳所持者では「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と仕事(生産活動を含む)をしたい」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障害や病気などで働くことがむずかしい」という回答も多くなっています。

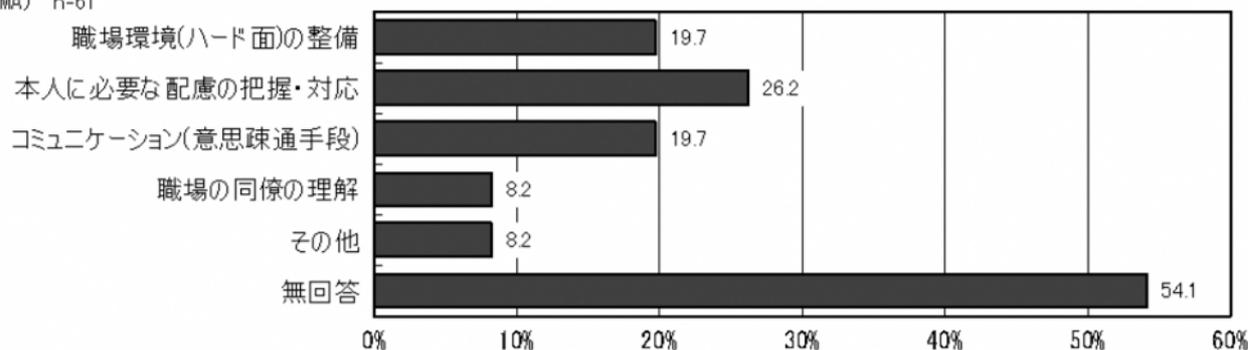
一般事業所で障害のある人への対応や配慮について困っていることについて、「本人に必要な配慮の把握・対応」が最も多くなっています。

■働くこと、望ましい働き方について【障害者】

	全体 n=1,001	身体障害者手帳 を持っている n=723	療育手帳を持っ ている n=131	精神障害者保健 福祉手帳を持っ ている n=127
一般の職場で働きたい	20.8	18.0	29.0	30.7
自宅のできる仕事をしたい	11.2	11.6	3.8	14.2
一般の職場ではなく障害のある人のための施設 で、仲間と仕事(生産活動を含む)をしたい	5.1	1.9	24.4	10.2
障害や病気などで働くことがむずかしい	16.6	16.9	16.8	18.1
働きたくない、働くつもりはない	16.1	19.6	3.8	7.1
わからない、まだ考えたことがない	6.5	6.6	9.2	3.9
その他	10.6	12.9	3.8	5.5
無回答	13.2	12.4	9.2	10.2

■障害のある人の採用後の対応や具体的な配慮について、困っていること、悩んでいること【一般事業所】

(MA) n=61



④ 療育・教育について

望ましいと思う就学環境について、障害児、障害者ともに「地域の学校で障害のない他の児童・生徒と一緒に教育やサポートを受けられる環境」が最も多くなっています。概ねの傾向として、年齢が高くなるほど「特別支援学校でのより専門的な教育やサポートを受けられる環境」の回答が多く、「地域の学校で障害のない児童・生徒と一緒に教育やサポートを受けられる環境」との回答が低くなる傾向が見られます。

学校・園生活で必要なことについて、障害児、障害者ともに「先生の理解」が最も多くなっており、特に0～5歳、15歳以上で多くなっています。また、小学校・中学校では、「こどもたちの理解」も約3割となっています。

■望ましいと思う就学環境【障害児・障害者】

	全体 n=194	0～5歳 n=16	6～11歳 n=71	12～14歳 n=48	15～17歳 n=58	18歳以上 n=1,001
特別支援学校でのより専門的な教育やサポートを受けられる環境	28.4	18.8	21.1	27.1	41.4	25.4
地域の学校で障害のない他の児童・生徒と一緒に教育やサポートを受けられる環境	60.8	68.8	71.8	60.4	44.8	43.4
その他	9.3	12.5	7.0	12.5	8.6	8.5
無回答	1.5	-	-	-	5.2	22.8

■学校・園生活を送る上で必要と思うもの【障害児・障害者】

	全体 n=194	0～5歳 n=16	6～11歳 n=71	12～14歳 n=48	15～17歳 n=58	18歳以上 n=1,001
専門的な指導	33.5	31.3	35.2	35.4	29.3	18.7
学校生活に必要な設備	8.8	6.3	5.6	10.4	12.1	17.0
校内・園内での人的支援	35.6	56.3	40.8	33.3	25.9	16.9
通学・通園への支援	9.8	6.3	11.3	12.5	6.9	10.2
こどもたちの理解	23.7	6.3	29.6	29.2	15.5	18.6
先生の理解	47.9	56.3	46.5	37.5	56.9	28.1
保護者の理解	5.7	6.3	2.8	4.2	10.3	12.8
就学指導・進路指導	12.4	6.3	5.6	18.8	17.2	9.6
その他	1.5	6.3	1.4	2.1	-	4.6
無回答	6.2	6.3	5.6	6.3	6.9	25.8

⑤ 相談・情報入手について

今、気にかかっていることについて、障害者では、「自分の健康や治療のこと」「経済状況のこと」に次いで、「緊急時・災害時のこと」が多くなっています。障害児では、「就学・進学のこと」が約6割、「仕事や就職のこと」が約4割と、将来に関する不安がうかがえます。

情報提供について、「提供されていると思うが、不十分」「提供されていない」の合計が約5割となっています。

■今、気にかかっていること【障害者】

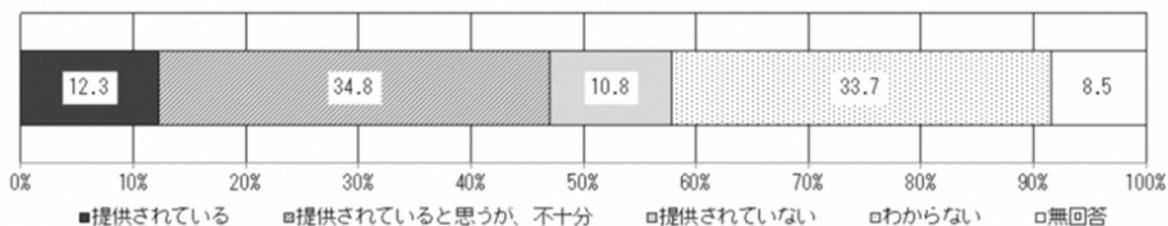
	全体 n=1,001	40歳未満 n=145	40～64歳 n=254	65～74歳 n=209	75～84歳 n=209	85歳以上 n=158
自分の健康や治療のこと	55.4	43.4	61.0	59.3	57.4	51.3
経済状況(生活費)のこと	30.5	35.9	44.5	31.6	18.2	16.5
介助・介護のこと	21.2	15.9	16.1	23.0	25.4	28.5
家事(料理・掃除・洗濯)のこと	15.6	24.8	16.9	10.5	12.0	15.2
住まいのこと	12.2	26.2	17.7	7.7	5.3	4.4
外出・移動のこと	23.3	20.7	19.7	24.4	25.4	25.3
就学・進学のこと	1.2	4.8	2.0	-	-	-
仕事や就職のこと	14.3	44.8	25.6	3.8	-	1.9
結婚のこと	4.6	20.0	6.3	0.5	-	-
緊急時・災害時のこと	26.8	20.7	28.0	29.7	25.4	29.1
話し相手のこと	7.8	17.9	8.7	3.8	4.3	7.0
情報収集のこと	7.6	13.1	10.2	5.3	3.3	6.3
家族・学校・職場などでの人間関係のこと	9.4	29.7	13.0	4.3	1.4	3.2
特になし	14.2	13.8	11.0	15.8	13.9	18.4
その他	4.5	4.8	4.3	5.7	3.8	3.2
無回答	6.1	0.7	3.5	1.9	12.4	10.8

■今、気にかかっていること【障害児】

	全体 n=194	0～5歳 n=16	6～11歳 n=71	12～14歳 n=48	15歳以上 n=58
自分の健康や治療のこと	27.3	25.0	23.9	41.7	20.7
生活のためのお金のこと	22.7	18.8	16.9	25.0	29.3
自分のお手伝いやお世話のこと	21.1	18.8	21.1	22.9	20.7
家事(料理・そうじ・洗濯)のこと	11.9	6.3	7.0	12.5	19.0
住まいのこと	9.3	12.5	7.0	6.3	13.8
外出・移動のこと	23.2	18.8	22.5	25.0	22.4
就学・進学のこと	57.2	68.8	59.2	72.9	39.7
仕事や就職のこと	39.7	25.0	31.0	41.7	51.7
結婚のこと	4.6	12.5	2.8	2.1	6.9
緊急時・災害時のこと	21.6	31.3	21.1	22.9	19.0
話し相手のこと	11.3	18.8	7.0	16.7	10.3
情報収集のこと	9.8	25.0	7.0	12.5	6.9
家族・学校などでの人間関係のこと	34.0	25.0	36.6	37.5	31.0
特になし	13.9	12.5	15.5	10.4	15.5
その他	5.2	12.5	4.2	6.3	3.4
無回答	1.0	-	1.4	2.1	-

■日常生活に必要な情報が十分提供されていると思うか【障害者】

(SA) n=1,001



⑥ 緊急時の対応について

緊急時に不安を感じることにについて、障害者全体では「水や食事、薬の確保」が約4割、「自分だけでは動けない」が約3割と多くなっています。療育手帳所持者では「自分だけでは動けない」が約4割、「意思疎通ができない」が約3割となっています。

避難行動要支援者名簿への登録について、「登録していない」が障害者で約5割、障害児で約6割となっています。また、「わからない」と回答した人もそれぞれ約2割となっています。

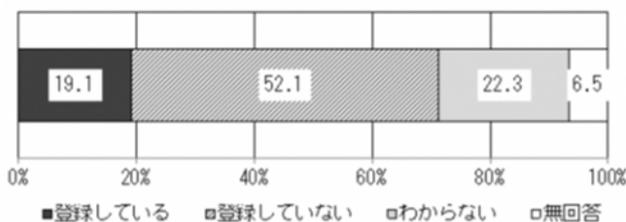
■災害や病気が急変したときなど、緊急時に不安を感じること【障害者】

	全体 n=1,001	身体障害者手帳を持っている n=723	療育手帳を持っている n=131	精神障害者保健福祉手帳を持っている n=127
自分だけでは動けない	33.5	34.4	43.5	23.6
頼れる人がそばにいない	10.6	9.3	9.2	18.9
避難先での医療体制	31.1	35.3	11.5	28.3
水や食事、薬の確保	36.6	36.7	29.0	46.5
必要な情報が入りにくい	15.3	15.5	13.7	20.5
家族などと連絡がとれない	8.6	7.3	13.7	9.4
意思疎通ができない	8.5	6.4	27.5	6.3
特になし	20.0	21.4	17.6	14.2
その他	2.3	2.2	0.8	3.9
無回答	10.0	8.7	13.7	8.7

■避難行動要支援者名簿への登録

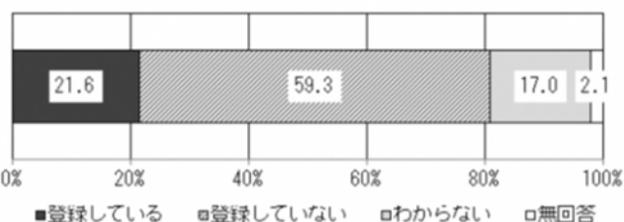
【障害者】

(SA) n=1,001



【障害児】

(SA) n=194

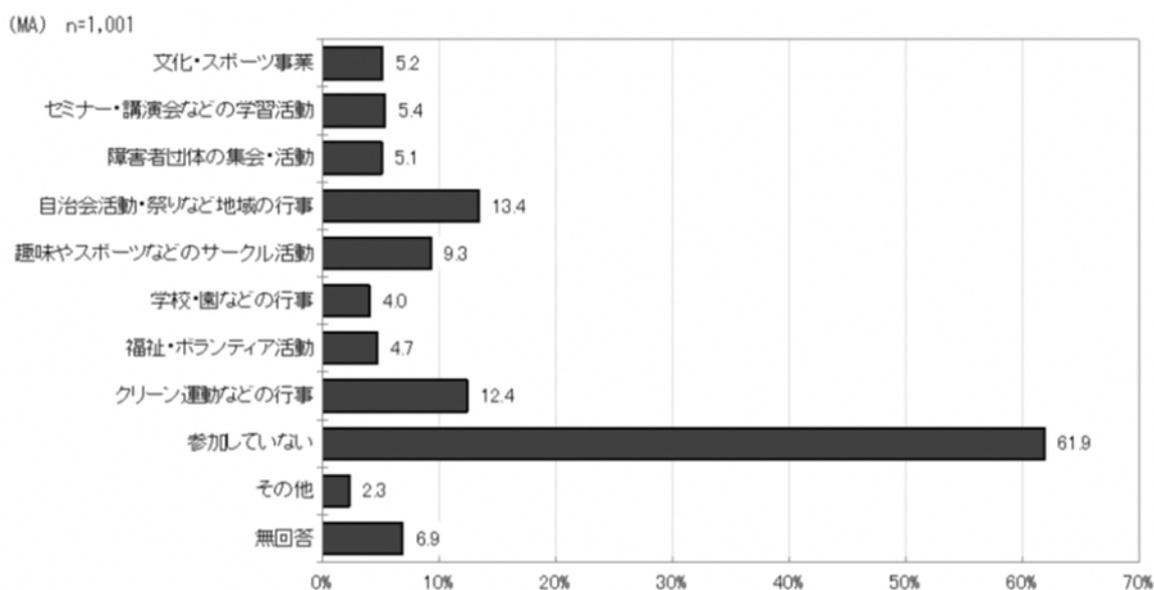


⑦ 地域との関わりについて

地域で行われている行事や活動への参加について、「参加していない」が約6割と多く、何らかの活動に参加している人は約3割となっています。

地域（障害者）との関わりについて、「いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい」が手帳所持者・非所持者ともに多くなっています。障害児では「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が約4割、手帳非所持者では「住民がお互いに協力して地域を良くするための活動と一緒に参加したい」が約3割と多くなっています。

■最近1年間、地域で行われている行事や活動に参加したか【障害者】



■地域（障害者）との関わりについてどのように思うか【障害者・障害児・手帳非所持者】

	障害者 n=1,001	障害児 n=194		手帳非所持者 n=548
地域の人と打ち解けられる関係を築きたい	29.7	35.6	障害者と打ち解けられる関係を築きたい	24.5
いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい	51.5	44.3	いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい	54.9
住民がお互いに協力して地域を良くするための活動と一緒に参加したい	18.2	17.0	住民がお互いに協力して地域を良くするための活動と一緒に参加したい	27.2
ボランティアや自治会などで一緒に活動したい	12.3	7.2	ボランティアや自治会などで一緒に活動したい	15.5
隣近所の協力はあてにせず、自分のことは自分です	12.2	10.3		
地域の人と特に関わりや繋がりを持ちたいとは思わない	13.3	11.9	特に関わりや繋がりを持ちたいとは思わない	12.0
その他	6.2	8.8	その他	3.5
無回答	11.8	8.2	無回答	3.5

⑧ 障害のある人の権利や障害への理解について

三田市の障害のある人への対応や理解について、「全然足りないと思う」と答えたのは障害者全体で約 1 割、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では約 3 割となっています。また、障害児では約 2 割が「全然足りないと思う」と答えています。

差別を受けたり嫌な思いをした経験について、障害者全体では「あまりない」「まったくない」と回答した人が約 7 割となっている一方で、障害児では「よくある」「ときどきある」と回答した人が、約 5 割となっています。

■三田市では障害のある人への対応や理解が足りていると思うか【障害者】

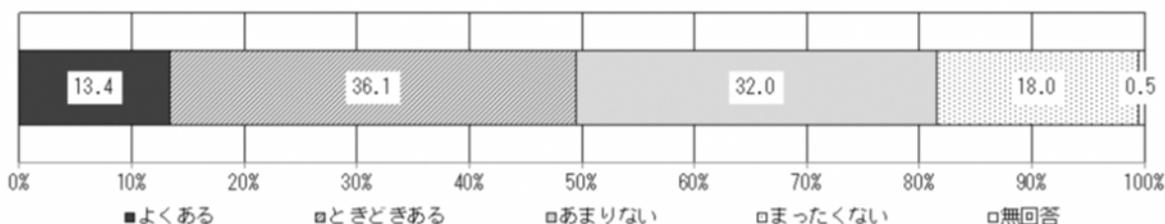
	全体 n=1,001	身体障害者手帳 を持っている n=723	療育手帳を持っ ている n=131	精神障害者保健 福祉手帳を持っ ている n=127
足りていると思う	11.2	12.0	7.6	9.4
少し足りないと思う	26.3	25.6	34.4	26.8
全然足りないと思う	13.5	11.1	17.6	25.2
わからない	41.7	44.1	36.6	32.3
無回答	7.4	7.2	3.8	6.3

■障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか【障害者】

	全体 n=1,001	身体障害者手帳 を持っている n=723	療育手帳を持っ ている n=131	精神障害者保健 福祉手帳を持っ ている n=127
よくある	5.8	3.9	11.5	18.1
ときどきある	17.7	12.6	42.7	25.2
あまりない	36.4	37.5	29.0	38.6
まったくない	30.8	37.3	11.5	7.9
無回答	9.4	8.7	5.3	10.2

■障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか【障害児】

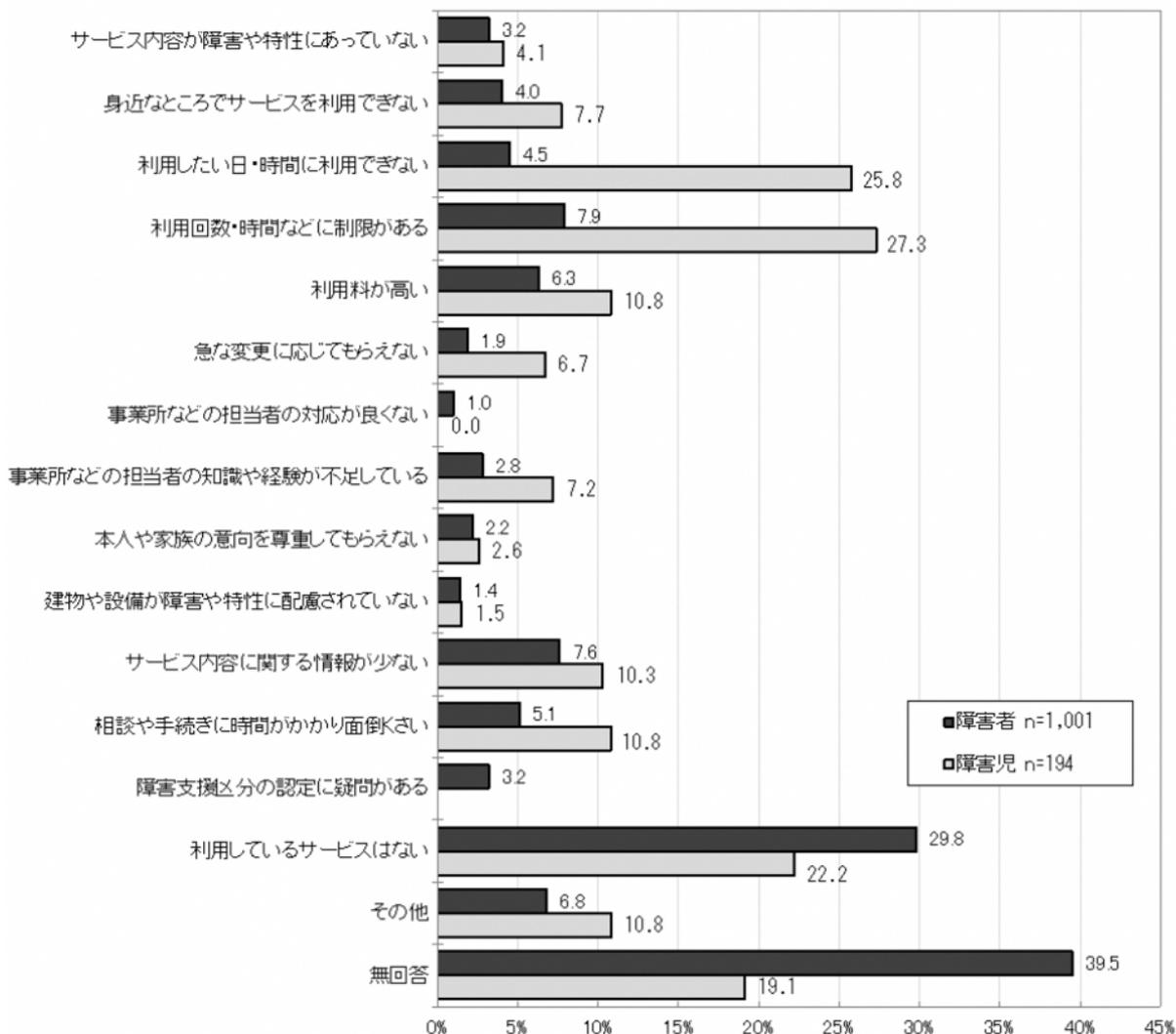
(SA) n=194



⑨ 福祉制度・サービスについて

サービス利用に対する不満について、障害者では「利用しているサービスはない」「無回答」を合わせて約 7 割あり、その他の回答は約 1 割未満で目立った項目は見られませんが、障害児では、「利用したい日・時間に利用できない」、「利用回数・時間に制限がある」が約 3 割となっています。

■ サービスを利用して不満に思うことがあるか【障害者・障害児】



2 障害者を取り巻く状況と課題の整理

(1) 住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備

現状・課題

- 介助者の高齢化により、親亡き後に向けた支援が必要となっています。また、家族の負担軽減としてサービスの利用促進や相談支援が必要です。
- 地域での生活において、在宅サービスの適切な利用や経済的負担の軽減、医療的ケアが受けられることが求められています。
- 事業所では職員の人材育成や専門職の確保が課題となっています。

《主な課題のまとめ》

障害のある人やその家族の意思を尊重しながら、地域において自分らしい生活を継続できるよう、適切なサービス提供に向けたニーズの把握、人材の確保、サービスの質の向上に関する取組が必要です。

(2) とともに学び、安心して成長できる療育・教育の推進

現状・課題

- 社会全体で支え合う共生社会を実現するために、子どもたちが障害の有無に関わらず、共に学び合い、理解することでお互いの社会性を育むことが重要です。
- 障害のある子どもが安心して就学、進学できるよう、関係機関が連携して切れ目のない支援体制を整備することが重要です。

《主な課題のまとめ》

療育・教育・福祉等の関係機関が連携し、ライフステージを通して切れ目のない支援を行う体制づくりが必要です。また、インクルーシブ教育の推進に加え、子どもが安心して学校・園生活を送ることができるよう、教職員等の人材育成や人員確保が求められます。

(3) 自分らしく働き、活動できる社会づくり

現状・課題

- 一般の職場で働きたいと考える人が多くなっており、一般就労に向けた支援や企業への働きかけが必要です。
- 事業者が障害のある人の採用後の対応や具体的な配慮で困っていることとして、本人に必要な配慮の把握・対応があげられています。
- 地域での活動に参加している人は約3割となっており、障害の有無に関わらず参加できる活動の充実や、休日等に安心して過ごせる居場所づくりが必要です。

《主な課題のまとめ》

障害のある人が希望する働き方ができるよう、企業等への理解促進と多様な就労機会の創出に向け取り組むことが必要です。また、職場における配慮や障害の特性に応じた働き方が求められる中、職場における理解促進に加え、就労後の支援も必要となります。

安心して快適に利用できる余暇活動の場や機会の充実とともに、参加しやすい環境づくりや情報発信が必要です。

(4) 互いに理解し合い、支え合うことができるまちづくり

現状・課題

- 障害や特性があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人は、障害者で約2割、障害児で約5割となっています。
- 地域との関わりについて、「いざというときのためにも隣近所のつきあいを大切にしたい」と思う人は手帳所持者・非所持者ともに5割近くあり、普段の暮らしの中で、障害のある人と住民や地域の交流機会を増やしていく必要があります。
- 共生社会や合理的配慮の考え方について周知・啓発を進め、障害のある人が社会に出ていきやすい環境づくりが必要です。

《主な課題のまとめ》

障害に対する正しい知識を広め、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるとともに、障害のある人とない人が地域で交流する機会を通して、お互いに理解し合えることが大切です。合理的配慮の提供やボランティア活動などを促進し、社会参加しやすいまちづくりが必要です。

(5) 安心・安全な地域に向けた支援体制の強化

現状・課題

- 生活に関することや将来に関する不安を解消するため、身近で相談支援を受けられる体制と相談機関のネットワーク強化が求められます。
- 情報提供が不十分だと感じている人は約5割となっており、障害の特性に応じて、円滑にアクセスすることができる情報提供の充実が必要です。
- 災害時に一人で避難することが困難な人に対し、地域住民や関係機関等の連携による支援体制の強化が求められます。
- 障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の利用促進が重要です。

《主な課題のまとめ》

障害のある人の特性に応じた情報提供・窓口対応の方法の検討や、合理的配慮に基づいた情報アクセシビリティの確保が必要となっています。

障害のある人を含む避難行動要支援者が、災害時等に安全に避難できるよう、個別避難計画の作成や地域での日頃からの備えを進めることが重要です。

第3章 計画の基本理念と長期ビジョン

1 目標とする将来像（基本理念）

本市では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念のもと、全ての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあい、暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、本計画を推進します。

共生社会の実現に向けては、障害のある人に対する差別をなくし、また、障害のある人の社会参加を阻む社会的障壁の除去とともに、生き方や暮らし方などあらゆる場面を自分の意志で決定し判断できるよう支援することが必要です。

障害のある人が希望する地域生活や社会参加を実現するために、障害のある人やその家族が安心して暮らすための基盤を整備するとともに、社会参加の機会を確保し、情報アクセシビリティの向上と意思疎通を円滑にすることが求められます。

また、これまで掲げてきた「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の考えのもと、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、自らの能力を最大限発揮し自己実現のできるまちを目指します。

障害のある人もない人もともに地域で生活する仲間としてお互いを尊重し、地域の支えあいからつくっていく共生のまちづくりをめざして、『思いやり、支えあい、みんなでつくる共生のまち さんだ』を将来像として設定します。

思いやり、支えあい、みんなでつくる共生のまち さんだ

2 障害者福祉における大切な視点

今後の障害者福祉施策を進める上で、特に留意すべき視点として次の2点を掲げます。

○共生の視点

障害のある人が地域社会から孤立しないよう、合理的な配慮のもと、必要とされる社会資源を確保していきます。

また、障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を提供できるよう、サービス事業所や関係機関、行政が相互に、より緊密な連携を図るとともに、市民一人ひとりが地域でお互いを尊重し、共に支えあい、助けあう「共生」のまちづくりをめざします。

○自己決定の視点

障害者福祉にかかわる制度・サービスの利用については、障害のある人が自ら選択・決定することが重要であり、自己決定するために必要な支援の充実に努めていきます。また、政策形成過程への当事者の主体的な参加についても推進していきます。

3 基本目標と施策体系

基本理念を実現するため、5つの基本目標を定め、総合的に施策を推進します。

基本目標1 生活支援の充実

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また障害のある人が希望する地域生活を送ることができるよう、日常生活支援サービスの充実や生活の場の確保、保健・医療体制の充実など暮らしにおける様々な支援を進めるとともに、家族等への支援に努めます。

基本目標2 健やかに成長できる環境の整備

障害のある子どもや発達に課題のある子どもがライフステージに応じた切れ目ない支援を受けられるよう、地域や関係機関と連携を強化します。また、一人ひとりがお互いを尊重し合い、全ての子どもがのびのびと成長できる社会を目指し、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ、インクルーシブ教育の理念をふまえ、特別支援教育の充実や学校・園における障害への理解促進に取り組みます。

基本目標3 就労や社会参加への支援

障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労機会の確保に努めます。一人ひとりの状況や希望に応じた働き方ができるよう、事業者等への合理的配慮の普及・拡大、就労後の定着に向けた支援等を推進します。

また、障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術活動、スポーツ活動等の機会の充実に努めます。さらに、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実に図ります。

基本目標4 共に生きるまちづくりの推進

すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、あらゆる場面において障害を理由とする差別を解消するための取組を進めます。障害の特性や障害のある人に対する理解や関心を高めるために、地域におけるふれあいや交流の機会を充実させるとともに、周知・啓発に努めます。また、合理的配慮の普及・拡大により、障害のある人が安心して社会に出ていくことのできる環境づくりに取り組みます。

基本目標5 権利擁護と相談体制の充実

障害のある人やその家族の多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実や情報提供の充実に努めます。また、親亡き後も見据えた成年後見制度の利用促進、地域における防災対策、虐待防止の取組を進め、障害の有無に関わらず安心・安全に過ごせるまちづくりを推進します。